

天朝山文化交流の家の使用申請について

次のことをよく読んでから天朝山文化交流の家の使用申請を行ってください。

1 申請書の提出について

① 事前に阿賀野市公園管理事務所（TEL0250-62-2690）まで施設の予約状況をご確認ください。仮予約をする場合は使用する月日、時間帯、部屋及び連絡先氏名、電話番号を伝えてください。（平日、8時30分から5時まで受付）

② 使用申請書【記入例】を参考に、使用申請書を記入し借用日の7日前までに阿賀野市公園管理事務所まで提出するか、メールへ添付して送信してください。

提出先：阿賀野市公園管理事務所

（阿賀野市水原 314 番 19 コミュニティセンター瓢湖憩の家内）

送信先：E-mail hyoko@city.agano.niigata.jp

③ 使用許可書が送付され予約完了となります。

※使用許可書が届かない場合は公園管理事務所までご確認ください。

2 使用料等について

使用料及び実費相当額表

室名 \ 利用時間		午前	午後	夜間	全日
		9:00～ 12:00	13:00～ 16:30	18:00～ 21:30	9:00～ 21:30
和室1 (前室1含む)	使用料	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円
	冷暖房費	500円	500円	500円	1,500円
和室2 (前室1含む)	使用料	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円
	冷暖房費	500円	500円	500円	1,500円
和室3	使用料	600円	600円	600円	1,800円
	冷暖房費	500円	500円	500円	1,500円

※利用者が市外の団体又は個人である場合の使用料は2倍とする。

※入場料を徴収する場合又は目的外で使用する場合の使用料は、5倍とする。

※間取り等は「天朝山文化交流の家」平面図から確認ください。

※使用料の減免は「阿賀野市天朝山文化交流の家の設置及び管理に関する条例 施行規則」5条（使用料及び実費徴収金の減免）に基づきます。

3 注意事項

・申請書を提出する場合は平日、午前8時30分から午後5時まで、公園管理

事務所（瓢湖水きん公園 コミュニティセンター瓢湖憩の家内）で受付。
（土日、祝日は、受付不可。）

- ・使用日までの6日以内になった場合、申請はできません。
- ・休館日は月曜日。月曜日が祝日の場合、火曜日が休館日です。
- ・12月28日から翌年1月4日までの8日間、休館日です。
- ・利用のない日は、閉館していますので急な借用はできません。
- ・使用月の翌月の上旬に使用料及び冷暖房費の納付書等が送付されますので、納期限までに最寄りの金融機関にて納入ください。

4 その他

不明な点は阿賀野市公園管理事務所までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

阿賀野市公園管理事務所

〒959-2013 新潟県阿賀野市水原 314 番 19 号

コミュニティセンター瓢湖憩の家内

TEL 0250-62-2690 / FAX 0250-63-2055

E-mail hyoko@city.agano.niigata.jp

【参考】

阿賀野市天朝山文化交流の家の設置及び管理に関する条例施行規則

別表（第5条関係）

使用料の減免割合

減免割合	使用団体及び使用目的
10割	市又は教育委員会が主催し、若しくは共催する行事等で使用する場合
	官公署及び公的機関、社会福祉団体、障害者団体が使用する場合
	市内の幼稚園、保育園、小学校又は中学校が使用する場合
	市内の高等学校が使用する場合
	市内の幼稚園若しくは保育園の保護者会、又は小・中・高等学校PTAが使用する 場合
8割	市内のスポーツ少年団、子ども会連絡協議会又は単位子ども会が使用する場合
	阿賀野市老人クラブ連合会又は同地区協議会が主催する行事等で使用する場合
5割	阿賀野市体育協会、阿賀野市文化協会又は市内の総合型地域スポーツクラブが 主催する行事等で使用する場合
	阿賀野市体育協会の加盟団体又は阿賀野市文化協会の加盟団体が使用する場合
	市内の自治会が使用する場合
	阿賀野市社会教育関係団体の認定に関する規程（平成16年阿賀野市教育委員会 訓令第23号）の規定に基づき認定を受けた社会教育関係団体が使用する場合
	市内の単位老人クラブが主催する行事等で使用する場合
	新潟県小学校体育連盟、新潟県中学校体育連盟又は新潟県高等学校体育連盟が 主催する大会で使用する場合
その都度市長が 定める	その他特に市長が必要と認めるもの